明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○無線機器型式検定に合格した機器の件（総務三八〇）　一
○戸籍が滅失した件（法務五二八）　二
○除籍の一部が滅失した件（同五二九、五三〇）　二
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二三八九～二三九八）　二
○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件（経済産業二三一）　四
○電気工事士法施行規則第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の名称等の変更の届出があった件（同二三二）　五
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（国土交通一〇七八）　五
○道路に関する件（関東地方整備局三六二）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一三三）　五

〔人事異動〕
財務省　六
〔叙位・叙勲〕
財務省　六
〔皇室事項〕
労働　六
〔官庁報告〕
産業　六
日本工業規格　六
（厚生労働省、国土交通省）
最低賃金の改正決定に関する公示　六
（大阪労働局最低賃金公示五～七、兵庫同三～六）
〔公告〕
諸事項　七
官庁　七
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等　一〇
外務省共済組合定款の一部変更関係　一〇
会社その他　二九

告示

○総務省告示第三百八十号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月二十六日

総務大臣　山本　早苗

法第37条第4号の機器（船舶自動識別装置の機器）

合格者の氏名又は名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日	その他必要な事項
東京計器株式会社	船舶自動識別装置 TRA－3000	AISM4TC156.025／162.025F1D241／481－AIS15001	平成27年10月7日	－

○法務省告示第五百二十八号

北海道勇払郡占冠村役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年十一月二十六日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、占冠村役場又は旭川地方法務局に照会すること。

平成二十七年十月二十六日

法務大臣　岩城　光英

北海道勇払郡占冠村字トマム基線第参線北壱号通第八番地　橋田宇太郎

○法務省告示第五百二十九号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年十一月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年十月二十六日

法務大臣　岩城　光英

沖縄県宮古郡城邊村字福里二百八十一番地　上原　カマ

○法務省告示第五百三十号

石川県輪島市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年十一月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、輪島市役所又は金沢地方法務局輪島支局に照会すること。

平成二十七年十月二十六日

法務大臣　岩城　光英

石川県鳳至郡河原田村字杉平蝦夷穴七番甲地　永泉次三郎